

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る対応について

令和2年11月19日
畜産課

1 要旨

令和2年11月5日(木)、11日(水)、13日(金)及び15日(日)に香川県三豊市、8日(日)に東かがわ市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザが確認された。(国内では平成30年1月の香川県以来の発生)。香川県は、発生農場の防疫措置のため自衛隊に災害派遣要請し、既に発生農場の鶏の殺処分を完了している。

国は、香川県での発生を受け、各都道府県に対して養鶏場等における飼養衛生管理基準の順守とウイルスの農場等への侵入防止対策を徹底するよう通知している。

2 発生概要 (11月18日時点)

発生年月日	発生地	種類	飼養羽数	遺伝子検査結果 (患畜確定日)	発生農場の 措置状況
11月5日(木)	三豊市	採卵鶏	約32万羽	H5N8 (11/6)	防疫措置完了 (11/15)
11月8日(日)	東かがわ市	採卵鶏	約4.6万羽	H5N8 (11/9)	防疫措置完了 (11/12)
11月11日(水)	三豊市	肉用種鶏	約1.1万羽	H5N8 (11/12)	殺処分完了 (11/11)
11月13日(金)	三豊市	肉用種鶏	約1.1万羽	H5亜型 (11/13)	防疫措置完了 (11/17)
11月15日(日)	三豊市	採卵鶏	約7.9万羽	H5亜型 (11/15)	殺処分完了 (11/16)

3 発生県の対応

- ① 発生農場の防疫措置 (消毒, 殺処分及び殺処分鶏等の埋却)
- ② 周辺農場の防疫措置 (移動制限, 搬出制限)
- ③ 周辺農場における飼養鶏等の発生状況確認検査の実施
- ④ 消毒ポイントの設置

4 農林水産省の対応

5件の発生の都度、今後の防疫方針を決定するため、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、対応方針について検討、各都道府県へ監視体制の強化について通知している。

5 本県の対応

【令和2年11月5日以降】

国内の豚熱のまん延を受け、広島県危機対策運営要領に基づき、平成31年2月以降、本県の体制を警戒体制としており、引き続き体制を維持し、高病原性鳥インフルエンザに備え、発生防止対策を更に徹底する。

- (1) 畜産課が主体となって畜産関係団体及び関係機関等との情報共有に努め、危機事案に備える。
- (2) 養鶏農家(100羽以上102戸)へ発生について情報提供、異常の有無を確認している。
- (3) 各畜産事務所長を招集し、連絡会議を開催した。(11月5日)
- (4) 畜産事務所及び畜産関係団体へ情報提供するとともに、養鶏関係団体等を対象に防疫連絡会議を開催し、危機管理体制の強化を図った。(11月6日)

- (5) 畜産関係団体主催の養鶏農家を対象とした高病原性鳥インフルエンザ防疫演習に出席，関係者に対して，香川県における発生状況及び万一，本県で発生した場合の対応について説明し，今冬における衛生対策の徹底を図った。(11月12日)
- (6) 養鶏場における発生防止対策を更に徹底する必要があるため，100羽以上を飼養する養鶏場102戸に対して，緊急的な消毒を命令(11月12日)するとともに，11月16日(月)以降，農場と調整し消石灰を配布している。

【今後の対応】

養鶏場における緊急的な消毒を速やかに完了し，従前から行っている次の対策と併せて発生防止を徹底する。

- (1) 養鶏農家に対し，部外者の立ち入り制限及び野生動物の侵入防止対策等，飼養衛生管理基準の遵守を徹底させる。
- (2) 飼養鶏に異常が認められた場合は，迅速な病性鑑定によるまん延防止対策を実施する。
- (3) 100羽未満の小羽数飼養者については，県ホームページ及び市町の広報等を通じ，発生防止対策の実施方法，異常を認めた場合の畜産事務所への届出を周知する。

6 県内の養鶏場の状況

養鶏農家から異常の報告はない。(11月18日(水)17:00時点)